

# 登園許可の必要な感染症

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については登園許可書や登園届の提出が必要になります。乳幼児の集団ですので、慎重を期したいと思います。ご理解、ご協力をお願い致します。

- **登園許可書(治療証明書)**…医師が記入した意見書（病院もしくは保育園に用意してある用紙を使用）
- **登園届**…登園の目安を医師に確認し、登園の際に保護者が記入する届（保育園にあります）  
※園の用紙は保健室に置いてあります。または、このページやホームページからの印刷でも可能です。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能状態になってから登園してください。

## 登園許可書

ひなぎく保育園 園長 殿

園児氏名 \_\_\_\_\_

病名[ \_\_\_\_\_ ]

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します

<プールの時期のみ:咽頭結膜熱(プール熱)・流行性角結膜炎・伝染性膿痂症(とびひ)の場合>

年 月 日から症状が回復し、プールに支障がない状態になったのでプールを許可します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印又はサイン \_\_\_\_\_

### ○医師が記入した『登園許可書』が必要な感染症

| 感染症名                        | 感染しやすい期間                             | 登園のめやす   |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 麻疹(はしか)                     | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで                  | 解熱後3日を経過してから   |
| インフルエンザ                     | 症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。<br>(幼児(乳幼児)にあたっては、3日を経過するまで) |
| 風しん                         | 発しんの出現の前7日から後7日間くらい                  | 発しんが消失してから   |
| 水痘(水ぼうそう)                   | 発しん出現1~2日前から痂皮形成まで                   | 全ての発しんが痂皮化してから   |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                      | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで              |
| 結核                          |                                      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
| 咽頭結膜熱(プール熱)<br>アデノウイルス感染症   | 発熱、充血等症状が出現した数日間                     | 主な症状が消え2日経過してから  |
| 流行性角結膜炎                     | 充血、目やに等症状が出現した数日間                    | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから                                   |
| 百日咳                         | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで           | 特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで                  |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等) |                                      | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎                    | ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数カ月排出される      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
| ヘルペス性口内炎                    |                                      | 症状が治まり、食事が食べられるようになってから                                    |
| ssss(ブドウ球菌性熱傷様皮膚症候群)        |                                      | 特有の症状が治癒し、全身状態が良好であること                                     |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                    |                                      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |

- ◎ ポリオ・ジフテリア・赤痢等の法定伝染病に罹った場合、治療証明書が必要です。
- ◎ インフルエンザに関しては、東京都・小金井市の指導に従いますので、その都度、対応をお知らせします。

### ○プール期間のみ医師によるプール許可も必要な感染症

流行性角結膜炎 / 咽頭結膜熱(プール熱) / 伝染性膿痂症(登園許可書は不要)